

市政功労者表彰

11月1日(木)、市文化会館小ホールにおいて、市政功労者表彰式が執り行われました。長年にわたり各分野でご活躍された方、篤行に優れた方に、市長から賞状が手渡されました。



◆各分野にわたり功労顕著な方

津久井信一 消防
関谷 隆 消防
戸上 裕一 消防
谷口イキノ 体育
渡辺 泰秀 文化
和地 貞夫 民生委員

◆市に対して寄附された方

山口 博久 鈴木 里美
石塚 増男 山口 政雄
石塚 一美

◆篤行に優れた方

小口マスエ 援護厚生
沼田 律子 援護厚生
三浦 静子 援護厚生
大塩 壽郎 援護厚生
高久美江子 援護厚生
塩谷 弘朗 環境美化活動
渡辺 依子 奉仕活動

[敬称略・順不同]

問い合わせ/総務課 ☎(43)1113

シャープ製家電製品を買った方に助成金を交付します

市では、経済対策として、市内電器店でシャープ製の家電製品を購入した方に、助成金を交付します。予算の範囲内での助成となりますので、お早めに申請してください。

対象者／対象となる家電製品の購入額の合計額が、5万円を超える方で、以下のいずれかの要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり、市税などの滞納がない18歳以上の方
※ただし、16歳以上で就職している方は交付対象者に含まれます。
- ②市内に事業所があり、市税などの滞納がない法人

申請回数／1人1回

対象となる家電製品／市内家電量販店または小売店において、12月1日(土)から平成25年3月29日(金)までの間に購入したシャープ製の家電製品(新品)で①~⑧のもの

- ①テレビ、②テレビ用録画再生機、③空調用電気製品(エアコン、加湿空気清浄機、空気清浄機、乾燥機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機)、④LED照明、⑤台所用電気製品(ウォーターオープン、IHクッキングヒーター、冷蔵庫、炊飯器、ジューサー、オープンレンジ、電子レンジ、冷凍ストッカー、オーブントースター)、⑥家事用電気製品(洗濯機、掃除機)、⑦電話機(携帯電話機およびスマートフォンは除く)、⑧ファクシミリ

助成額／量販店から購入した場合⇒購入額の20パーセント相当額(上限4万円)

小売店から購入した場合⇒購入額の25パーセント相当額(上限5万円)

※小売店、量販店の両方で購入した場合は、購入金額が大きい方の上限が適用されます。

申請期間／12月3日(月)~平成25年3月29日(金) 8:30~17:00 土曜・日曜・祝日を除く

申請方法／交付申請書に必要な書類(領収書など)を添えて申請してください。交付申請書は、商工林業観光課や購入したお店などにあります。※交付は、申請受け付け順です。

申請・問い合わせ/商工林業観光課 ☎(43)6211

平成23年度

財政の健全化判断比率と資金不足比率について

地方公共団体の財政破たんを早い段階で回避するために、財政の早期健全化および財政の再生と、公営企業の経営の健全化を規定した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の定めにより、「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、公表することになっています。

この法律では、財政状況が注意水準であることを示す「早期健全化基準」を超えた場合に、「財政健全化計画」を策定し、自主的に財政健全化を図る必要があります。さらには危険水準であることを示す「財政再生基準」を超えた場合には、「財政再生計画」を策定し、国等の関与のもとで、財政の健全化を図ることになります。

矢板市の場合、平成23年度の各比率は、すべての比率において早期健全化基準を下回っており、健全な財政状況にあると判断できます。

今後もこれらの比率を見据えた財政運営を行い、財政の健全化をより一層図っていきたく考えています。



市の健全化判断比率と資金不足比率

【健全化判断比率】

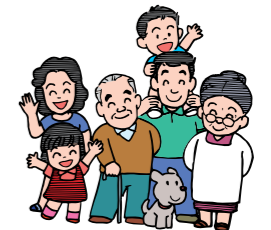
| 項目 | 矢板市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 平成22年度の比率 |
|----------|--------|---------|--------|-----------|
| 実質赤字比率 | — | 13.82% | 20.00% | — |
| 連結実質赤字比率 | — | 18.82% | 30.00% | — |
| 実質公債費比率 | 12.2% | 25.0% | 35.0% | 12.2% |
| 将来負担比率 | 72.9% | 350.0% | — | 81.3% |

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないので「—」で表示しています。

【資金不足比率】

| 会計名 | 矢板市の比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 農業集落排水事業特別会計 | — | 20.0% |
| 公共下水道事業特別会計 | — | 20.0% |
| 木幡宅地造成事業特別会計 | — | 20.0% |
| 水道事業会計 | — | 20.0% |

※すべての会計において資金不足額がないので、「—」で表示しています。



各比率について

実質赤字比率……一般会計など(矢板市の場合は、一般会計+コロナ矢板排水処理事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。赤字の大きさを把握するためのもの。

連結実質赤字比率……矢板市のすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。矢板市全体として収支が赤字なのか黒字なのかを見るためのもの。

実質公債費比率……市が借入れたお金を返済するために一般会計などから充てている金額の標準財政規模に対する比率。標準的な一般財源の額のうち、借金の返済に使われた金額の比率を見るためのもの。

将来負担比率……一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。一般会計などが抱えている借金などの額が、標準的な一般財源の額の何年分になるのかを見るためのもの。

資金不足比率……公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。公営企業として実施している事業ごとに、収支が赤字なのか黒字なのかを見るためのもの。

※一般財源……市税、普通交付税、譲与税など、用途を特定されずに自由に使うことができる財源。

※標準財政規模……地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもの。

◎比率の算定方法は、矢板市のホームページ <http://www.city.yaita.tochigi.jp/> に掲載しています。